

山梨県「県内下請活用審査型」総合評価試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価の実施において県内下請の活用を審査する方式(以下「県内下請活用審査型総合評価落札方式」という。)の試行に関して必要な事項を定めるものとし、その実施に関しては、この要領に定めるもののほか、山梨県建設工事総合評価活用ガイドライン、山梨県建設工事総合評価実施要領の定めるところによるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により行う一般競争入札のうち、入札参加資格要件により参加者が県外企業のみとなる工事を対象とする。

(総合評価落札方式のタイプ)

第3条 本要領による執行にあたっては、簡易型を用いるものとする。

(評価の方法)

第4条 総合評価落札方式で定める評価の方法については、別記「落札者決定基準」によるものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 発注機関の長は、入札参加者に対し入札公告により次の事項を周知するものとする。

- (1) 県内下請活用審査型総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 「入札参加資格確認資料作成要領」に定められたすべての様式を提出すること。
- (3) 価格以外の評価点の評価項目及びその配点に関すること。
- (4) 落札者の決定方法に関すること。
- (5) 総合評価に関する審査結果が公表されること。
- (6) 価格以外の評価点について疑義の照会ができること。

(県内下請活用の履行の確保)

第6条 落札者の提示した県内下請の活用計画は契約内容となるため、発注者は当該工事の契約後速やかに、その項目を含めた施工計画書及び施工体制台帳の提出を請負者に求め、具体的な内容を両者確認のうえ、実施状況等を確認していく。なお、請負者の責により提出資料どおり履行がなされていないと判断された場合は、所管事務所で審議し「山梨県建設工事成績評定要領」に基づき的確に工事成績に反映するものとし、県内下請企業の活用について適正な履行の確保及び評価を行うものとする。

(その他)

第7条 発注機関の長は、本要領の執行に関して疑義が生じた場合は、技術審査会において協議し対応するものとし、必要に応じて山梨県総合評価委員会に諮るものとする。

附 則

- 1 本要領は、平成20年8月1日から適用する。
- 2 平成21年 4月15日 一部改正
- 3 平成22年 4月 1日 一部改正
- 4 平成22年10月 1日 一部改定
- 5 平成23年 4月 1日 一部改定
- 6 平成24年 4月 1日 一部改定
- 7 平成27年10月 1日 一部改定
- 8 平成28年 4月 1日 一部改正
- 9 平成29年 4月 1日 一部改正
- 10 令和2年 4月 1日 一部改正
- 11 令和5年 4月 1日 一部改正
- 12 令和5年 10月 1日 一部改正

別記「落札者決定基準」

山梨県「県内下請活用審査型」の「落札者決定基準」は、山梨県建設工事総合評価実施要領の別記1「落札者決定基準」を適用し、次の評価項目を加えるものとする。

「3」県内下請の活用

評価項目	評価基準	加算点（b）
県内下請		（※1）
1 県内下請企業の活用	（※2）	（0～5） [0～6]

※1 加算点（b）は、下記により設定する。

（1）加算点（a）の満点が25点の場合、（ ）の点を用いる。

（2）加算点（a）の満点が30点の場合、[]の点を用いる。

※2 評価基準、採用下請範囲等の活用の詳細については、個々の工事毎に定める。

